

「山梨県障害者幸住条例」の概要

1 制定の背景

昭和56年（1981年）障害者の「完全参加と平等」をテーマとする国際障害者年を契機として、ノーマライゼーション社会の構築機運が高まる中で、障害者の自立と社会参加、及びそれを促進する生活環境等の整備の充実を図る目的で、平成5年に制定した。

2 概要

<p>第1章 総則</p>	<p>障害者の自立と社会参加の促進し、障害者が生きがいを持ち、幸せに暮らすことができる社会の実現を目的としている。</p> <p>障害者とは、長期にわたり日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者と規定している。</p> <p>障害者が個人の尊厳にふさわしい処遇を保障され、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられることとし、もって障害者幸住社会を実現するとしている。</p>
<p>第2章 障害者の福祉の推進</p>	<p>次の事項について、県等の努力義務等を規定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療 ・就業機会の確保等 ・施設の整備 ・障害者の自主的な活動の促進 ・ボランティア活動 ・文化活動等 ・教育 ・相談 ・在宅障害者への支援 ・福祉従事者の確保 ・公共交通機関の利用 ・啓発及び情報の提供
<p>第3章 福祉のまちづくり</p>	<p>病院や店舗など不特定多数の者が利用する「特定施設」の新築や増築等を行う者に届出書の提出を求め、県が定める整備基準に適合するよう指導する。適合した特定施設が完成した場合は適合証を交付することを規定している。</p> <p>特定施設 官公庁施設、社会福祉施設、医療提供施設、教育文化施設、公共の交通機関の施設、宿泊施設、娯楽施設、店舗、共同住宅、事務所、道路、公園</p>

3 福祉のまちづくりの現況

特定施設の届出状況及び適合証の交付状況は別紙のとおり。